──自由権規約二○条をめぐって──

「自由権規約二〇条」の規定

定がある。 を発してきた「自由権規約」の二〇条には、次のような規を発してきた「自由権規約」の二〇条には、次のような規日本が一九七九年の六月に批准し、九月二一日から効力

ばならない。一、戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止しなけれ

こ、差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又二、差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又二、差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又二、差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又

項となってきている。ている悪質な差別事件の実情を見たとき、極めて重要な条が国の動向、とりわけ、部落差別に関して、各地で生起しての条項は、右傾化と軍国化を強めている、昨今の、わ

二、日本政府の報告

のようになっている。 との条項とくに第二項に関する日本政府の報告書は以下

弊害が生じるような場合には、表現の自由の要請を十分考のような現行法制でも規制し得ない行為により、具体的な別、敵意、暴力の排除に資する措置をとっている。今後こっているほか、刑法、教育法、労働法等各種の 分 野 で 差第二項については、憲法第一四条において法の平等を謳

慮して立法を検討することとしている。

ら、この点は重要である。 につみとらねばならないということを考える時、 なおさ る頃には、もう、どうしょうもないのであって、芽のうち ファシズム化にしても全ての人々が、はっきりと認識でき わねばならない。しかも、重要なことは、軍国化にしても 多発してきているが、この点に関する認識が全く甘いとい 「部落民を皆殺しにせよ」といったー でいえば、その一つの 指標である、 悪質な 差別事件――ている点だけを指摘しておきたい。ファシズム化との関係 びかける各種右翼団体の活動は最近各地で極めて活発化し 詳しくはふれないが、特定国を名ざしで敵視して闘争をよ つある。本稿では軍国化の問題は中心テーマではないので ムへの傾斜のいずれの面も、極めて危険な局面に直面しつ れる。日本の現状を見るとき、軍国化への傾斜やファシズ 一つは、日本の現状認識が極めて甘いという点があげら との報告書の問題としては次の二点があげられよう。 -が、後に見るように

をあいまいにしている問題があげられる。ム化に対しては、これを直接規制する法律がないという点二つめの問題点としては、こうした軍国化なりファシズ

「差別煽動をめぐる問題」について

法律はなく、ただ既存の名誉棄損罪等を適用するとしてい例えば、ファシズム化に関しても、これを直接規制する

をえないという問題がある。うことが明確にならず、社会的な規制力が稀薄にならざるるのである。これでは、差別煽動そのものが罪であるとい

in the state of the section of the s

三、ファッショ的な差別事件の増加

加についてふれることとする。 最近増加してきているファッショ的な落書きの投書の増

しピンで止められてあった。看板に大学ノートにして七枚にも及ぶ「差別挑戦状」がおにあたる前日、大阪市内の生江解放会館の前にあったタテに年八月十日、「同対審」答申が出されて丁度一五周年

スプレーで書かれるという事件が発生した。育館の壁面に、実に七〇メートルにも及ぶ差別落書きが、次いで昨年十二月二日に、同じ大阪市内の淡路中学の体

死ね、石川は死刑、日ノ出の住民を消せ……」といった、その内容は「部落民は国民の敵だ』 石川 死 ね、石川

が初めてではない。 同様に悪質なものであった。しかしこの様な事件は、今回

16

学等において生じていたものである。 すでに数年前から大阪市立大学や桃山学院大学、近畿大

は次のようなものである。 例えば一九七八年十二月に近畿大学で発見された落書き

るものは、ただちに退学せよ」 殺せよ、これは至上命令である。また本学において該当す 「部落民族、被差別民族、特殊民族、四ツ社会からマッ

との種の落書きがいくつかの大学でつづいていたのであ

のような悪質な投書が送られている。 また一九七九年二月には、社団法人部落解放研究所に次

収容所が必要だ。」 から消し去らねばならないからである。部落民専用の強制 るおまえたちに子孫を残す権利はない。 「おまえたちは悪魔の集まりである。社会のうじ虫であ 悪魔は永久に地上

京都、福岡等全国的に見い出されていることである。 や投書が大阪だけで生じているのではなく、東京、長野、 さらに注意しなければならないことは、この種の落書き

次のような落書きが発見されている。 例えば東京の一例をあげると昨年の二月に東京大学で、

刑を、部落研センメツ、テイノウ児」 「エタ死ね、部落センメツ、生きる価チなし、石川に死

書かれている。 みにくいのだ。ツンボはツンボ、エタはエタ、ヒニンはヒ ニン、チョンはチョンなのだ」という悪質な差別落書きが さらに法政大学でも、一九七九年七月に「差別がなぜ悪 オレはキライなものはキライなのだ。みにくいものは

次のような特色を指摘することができる。 こうした一連のファッショ的な落書きや投書を見ると、

見られるようになってきていることである。 るようになってきているし、中には被差別部落の中にまで 一つは大学や職場で見られる落書きが、地域でも見られ

ろに張り出されてきているということである。 公然と、スプレーや大学ノートに書いて人目にふれるとこ っそり書かれていたものであったが、最近、その傾向は、 二つめは、従来はトイレ等人目につかないところに、こ

部落解放運動に敵対をよびかけるものがふえてきている点 が特色である。 第三番目には、「ねたみ差別」の意識をあおり、公然と

あがれ」とか「強制収容所にとじこめて毒ガスで殺せ」と ているだけであったが、最近のものは「武器をもってたち 第四番目の特色は、その内容が従来は、差別用語を書い

のである。 ったファッショ的な行動をよびかけるものとなっている

「差別煽動の法的禁止」に関して、国会でも論議がおこ

त्या है। जन्म के निर्मा के निर्मा के के निर्माण के जिल्ला के जिल्ला के अपने के जिल्ला के अपने के जिल्ला के जिल्ला

2.546gad

のが多くなっている点である。 には、落書きや投書の末尾に一定の組織名が書れているも が、最近のものは、組織的な動きが濃厚になっており、 第五の特色は、従来は個人的な作業でおこなわれていた

在日朝鮮人、被爆者に対する差別煽動も合わせてなされて きているという点である。 第六の特色は、部落差別だけでなく、障害者や、女性、

い ○万人ものユダヤ人を虐殺したナチス・ヒットラーの暴挙 ッショ的な動向の強まりを危惧せざるをえない。あの六〇 とうした特色を見る時、われわれは、極めて危険なファ 最初は、 (詳しくは『全国のあいつぐ差別事件』解放出版社刊 落書きから始まったことを忘れて は なら な

示すとともに、広範な人々の決起を促すことが必要となっ

るべきであるし、社会全体が毅然とした態度と意志表示を き、国際人権規約の規定を踏まえた規制が早急に明確され とうした、一連のファッショ的な事件の実情 を 見る と

> 科会でおこなわれた、矢山有作議員の質問に関するやりと なわれているが、以下に二つの論議を紹介しょう。 来ていただいておりますので法務省からも御意見を伺い、何でし はないか、こういうふうに思うのですが、きょうは法務省からも ういうものを法的に規制をするということをやはり考えるべきで ておるというたてまえから、そうした差別煽動に当たるようなと 差別煽動に当たると思うのです。したがって、人権規約を批准し うな大阪の差別落鸖きですね、これはまさにここで言われておる とういう条項があるわけでありますが、先ほど申し上げましたよ なる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」 す。ところが、その人権規約には「差別、敵意又は暴力の煽動と しておりますね。そしてこれはもう発効しておるわけ で あり ま 一つは、本年二月二十八日の衆議院予算委員会の第一分 その次に、御案内のようにわが国はすでに国際人権規約を批准

O鈴木(弘)政府委員

たらまた総務長官からもお考えをいただきたいと思います。

御質問にお答えいたします。

的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」こういうようなことでどざい まして、直ちに本問題には当たるものはなない、そのように理解 ただいま御質問の条項のことでございますが、これには「国民

国会での論議

うすれば、そういう差別煽動的な行為を法で規制するというのは 方だけじゃないんですよ。全国的にあちらこちらに出ておるんで っては困る。 やはり考えるべき問題じゃないですか。簡単にそれは考えてもら に行われておると言っても差し支えない状態にあるんですよ。そ す。そうすると、この差別煽動というのはもう広い範囲で全国的 いう悪質な差別落書きは、必ずしも私が先ほど指摘した大阪の地 とれはどうして直ちにそういう問題に当たらぬのですか。そう

O鈴木 (弘) 政府委員

させていただきたい、かように思うわけでどざいます。 のは非常によくわかるわけでございまして、その御趣旨というの けでどざいますが、ただ、先生のおっしゃいました御趣旨という 大きな意味で言われているのじゃないか、このように理解するわ を踏まえて、今後の各省庁との関係の検討のときにいろいろ考え 文言の解釈といたしまして、ここに書いておりますのはもっと

とりである。 委員会第一分科会で目黒今朝次郎議員の質問に関するやり もう一つは、本年三月三十日におこなわれた参議院予算

に軍隊を動員し、えた、非人階級の住む生江三丁目を武力をもっ O目黒今朝次郎君 表現の自由もいろいろありますが、たとえば 一例を読みますとこういう文章があるんですよ。日本政府は直ち

> するんです。 発は告発でありますが、こういう毒ガスで殺せとか、軍隊をもっ と、そこまで表現の自由があるのだろうか。確かに刑事局長、告 とか、収容所に入れて毒ガスでやってしまえとか、こ う い う こ て制圧して、そして彼らにあるものは死のみである。それで、後 しても、そこまでは許される問題じゃないではないかという気が て銃殺せいとかいうことは、いかに憲法に表現の自由があったと の方になると、言論の自由もあるけれども、殺せとか、壊滅せよ

うことになりかねない、これは。(中略) れると、攻撃をかけられた方は、何言っている、やっちまえとい これらをこのまま放任しておくのか。今度こういう攻撃をかけら そこのところを、やはりこういう証拠物件があるんですから、

正も含めて、こういうのはやっぱりやり過ぎではないかと私は思 になってしまう、こう考えるんですが、現行法で不備ならば法改 スカレートしちゃって大きな社会問題を引き起こすという根っこ の自由についてはそれなりの対応をしてやらないと、やっぱりエ か、そういうことなどについて、やっぱり余りにも度を超す言論 だから、もう脅迫とか何かを含めて、あるいは殺人予備罪と いかがでしょうか。

係省庁と共同して検討を続けてまいりたい、このように思ってお はないものかと思って検討しておるわけでございますし、他の関 す。ただ、先ほど申し上げましたように、私ども何らかい うことは、表現の自由というものにおのずから制約は ご ざ いま 〇政府委員(鈴木弘君) そんなような差別文書を貼付するとい

orodo o desinden la perindenta la como de la

るわけでどざいます。

啓発によっては好結果を生むということでございます。 規制をすることによってかえって差別が潜在化し陰湿化するとい わけでどざいますが、それによってはどうしようもないところも うこともどざいます。また反面、規制、これは権力行為でもある が片がつくというものではないと思っておるわけでございます。 ただ、私が申し上げたいのは、規制をするということですべて

務省としてこれについての見解を申し上げることができない、こ ういう現状にあるわけでどざいます。 とろでどざいます。そうでどざいますので、ただいまのところ法 ましては、目下総理府を中心といたしまして鋭意検討しておると か、それについて法をどのようにするかというようなことにつき が、この点については、同和施策の今後の方向、内容をどうする なお、法改正のことをおっしゃっておられるわけでございます

うな問題点を指摘することができよう。 との二つのやりとりを見ると、政府側の答弁に、次のよ

教にもとづく差別であって、部落差別は、これに含まれな 禁止されているのは、人権差別や民族差別、さらには、宗 い」との趣旨の答弁がなされている。これは、まさに、 答弁であるが、その中では「自由権規約の二〇条の二項で 一つは、矢山議員の質問に対する鈴木法務省人権局長の

> ととがわかる。) 人種差別撤廃条約では、後にふれるが、明確にふくまれる 動も、規制の対象に含まれると考えられるべきであろう。 してきたにがい教訓を踏まえた規定であることも考慮した にある差別を煽りたてることによってファッシズムが台頭 を見て森を見ない論議であり、この条項がそれぞれの国内 (なお、この点は、国際人権規約の、いわば各論にあたる 日本においては、当然、部落差別にもとづく差別煽

とみても八円という、わずかな額にとどまっているのであ であることを考えると、国民一人あたり二円、 和予算」の中で占める比率は、○・○九八%にとどまって 省、労働省にまたがる)は、二億三千万円にすぎず、 円であるが、その中で啓発に関する予算(総理府、 算(国)の場合、「同和予算」の総額はおよそ二千五百億 制よりは啓発で対処すべきだ」との趣旨の答弁である。こ いる。これは一億一千万人を超す全国民を対象とした予算 たい。部落問題との関係で実情をいえば、一九八〇年度予 とおりであり、その観点から、抜本的なとりくみを要請し れに関していうならば、啓発の重要性については、指摘の が、「規制は検討はしていくが、むずかしい。加えて、 次いで、目黒議員の質問に対する鈴木局長の答弁である との点の抜本的な改善が必要である。以上見てきたよ 一家庭四人

うに啓発の充実は必要であるが、しかし、昨今の差別煽動 規制していく法的な措置がとられるべきであろう。との点 襲撃をよびかけており、しかも、 多くの国民の批判にも拘わらず、その実現を急ごうとして に関していうならば、政府は、民主的な運動を大幅に規制 きているという現実を見たとき、これを犯罪として明確に が、一定の組織的背景を持って、人々に、被差別部落への することにつながりかねない刑法「改正」には、熱心で、 いるのとは全く対象的である。 それが、各地で生起して

られ、これらに反対する運動が活発化しているが、これら 会の爆破事件や、居住区への襲撃が加えられている。こう や行動が強まっている。ヨーロッパでも、ユダヤ人や外国 は黒人や有色人種に対する公然たる攻撃をよびかける宣伝 労働者に対する差別攻撃が強まってきている。アメリカで での失業の増大の中で、黒人やユダヤ人、さらには外国人 ギリス等では、差別煽動を始め、差別にもとづくファッシ した実態は、ファッシズムの復活として、厳しくうけとめ 人労働者に対する差別攻撃が宣伝されるだけでなしに、教 最近、世界的な不況、とりわけ、アメリカやヨーロッパ ヨーロッパの西ドイツやフランス、イ

> れている) これを武器に闘いをくりひろげている。(個々の法律につ いては、芹田健太郎編『国際人権条約集』有信堂に収めら n的な諸行為を、独自の法律で規制しており、運動体も、

のである。 条約の早朝批准のため』解放出版社刊を参照) によって、 さらには、国際的にも、全ゆる形態の人種差別撤廃条約 ファッショ的な行為は、厳しく禁止されている (くわしくは部落解放研究所編『人種差別撤廃

法律によって規制しているが、西ドイツ刑法典と、人種差 別撤廃条約の中で、関係する条項を以下に紹介しよう。 まず西ドイツ刑法典の第一三一条には以下のような規定 とのように、国際的には、ファッショ的な行為を独自の

がなされている。

西ドイツ―刑法典

第一三一条 (暴力の称揚、人種憎悪の煽動)

- する文書又は人種憎悪を煽動する文書を し、これによってそのような暴力行為を称揚しもしくは軽視 人間に対する暴力行為を残虐に又はその他非人道的に叙述
- 頒布し、
- 普及させ、 公然と陳列し、貼付し、上映し、もしくはその他の方法で
- (3) は 十八歳未満の者に提供し、譲渡し、もしくは普及 させ又

Bank of School or consideration

三号の意味において使用するために又は他の者にこのような 蔵し、提供し、広告し、宣伝し、本法施行地域内への輸入も 使用を可能ならしめるために、製造し、入手し、交付し、貯 しくは本法施行地域外への輸出を企てた者は、 これらの文書又は文書から得られた部分を第一号ないし第

一年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる。

- 2 第一項に記載された内容の提供を放送によって頒布した者
- に奉仕するときは、適用されない。 一項及び第二項は、行為が時事問題又は歴史の経過の報道
- が行ったときは適用されてはならない。 第一項第三号は当該未成年者の監護につき権限を有する者

次いで人種差別撤廃条約の中では第四条で次のように規

- る援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であること の行為の煽動、及び人種的差別に対する財政援助を含むいかな 身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれら 別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族的出 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差
- その他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ 禁止 し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によって処罰 人種的差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及び

されるべき犯罪であることを認める

又は煽動することを許さない 国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種的差別を助長し

関して次のような規定がなされている。 ちなみに、この人種差別撤廃条約の第七条では、啓発に

第七条 当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種 て迅速かつ実効的な措置をとることを約束する 及させるため、特に、教授、教育、文化及び情報の分野におい る形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約を普 的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進 し、並びに国際連合憲章の目的と原則、世界人権宣言、あらゆ

に含まれる。 差別以外の差別が全て含まれており、部落差別も当然との条約 は、極めて広く、門地も含まれており、性と宗教を理由とした 「人種差別撤廃条約」で使われている「人種の概念」

教』刀水書房参照) るインドの被差別カーストに対する差別に対しても、 止されている。(詳しくは山崎元一著『インド社会と新仏 ド憲法、ならびに「不可触民制犯罪法」によって差別は禁 さらに、部落差別との関連性が最近とみに注目されてい イン

六、国際人権規約の即時具体化を

「自由権規約」の第二条の二項では、 「との規約の各締

約束する。」と定められている。手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の結国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合

う真理は、この場合にもあてはまるといわねばならない。って作られていくのだし、また守られていくのであるといなく、人々の闘いと努力によって、相手側との力関係によを改めて、教えてくれているのである。法は、いうまでもを改めて、教えてくれているのである。法は、いうまでもの実態、ファッショ的な動向を暴露していく運動の重要性の実態、ファッショ的な動向を暴露していく運動の重要性の表しているの点でいうならば、「自由権規約」に関する日本政府この点でいうならば、「自由権規約」に関する日本政府